

老朽化して危険な空家の解体には 補助制度があります！



臼杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金



対象
家屋

以下の要件を全て満たすもの

- 木造であること
- 主として居住の用に供していた空き家（１年以上未使用）
※附属建物（納屋、ガレージ、倉庫など）は対象外
- 市が調査を行い、老朽危険空家等判定表により１００点以上となったもの
- 周辺住環境を悪化させていると認められるもの
- 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないもの

工事業
者要件

老朽危険空家等の所有者または相続
関係者で、市税等の滞納がない方

市内に本店または事業所があり、建設業法の許可または建設リサイ
クル法の解体工事業者登録を受けている業者（個人事業者を含む）

申請の 流れ



申請者が行う手続き
市が行う手続き

期間の目安

調査の申込み

現地調査

一次判定

二次判定

判定結果通知

補助金交付申請

交付決定通知

工事契約・着工

完了報告

額の確定

補助金の交付

2週間～6週間程度

1～2週間程度

2週間～1ヶ月程度

check!

空家の状態を把握するため、**現況写真をご持参ください**。また、調査が立て込んでいる場合は順番待ちとなります。

check!

事前相談～補助申請～交付決定までは、時間を要します。申請者の都合で手続きを早める等の対応はできませんので、お早めにご相談ください。

補助額



老朽危険空家等の除去・処分に要する費用の80%×1/2（上限50万円）

※家財道具や地下埋設物（浄化槽等の設備を含む。）の処分費用、解体後の整地費用（軽微なものを除く）、庭木の処分費用などは対象となりません。

その他



○原則として部分解体は認められません。

○市から交付決定を受ける前に工事契約・着工したものは補助対象となりません。

○家の建替えや、駐車場経営などの事業を目的としている場合は補助対象となりません。

○市の予算の範囲内での実施となりますので、予定件数に達した場合は受付終了となります。

問合せ・ご相談はこちら



臼杵市都市デザイン課

☎0972-72-1061

調査申込書の
ダウンロード
はこちら→

